

募集型企画旅行条件書（契約書面）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社JTBガイアネット（東京都豊島区東池袋1-10-1 観光庁長官登録旅行業712号）以下「当社」といいます。が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することとなります。
- (2) 当社お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるようご手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページまたはパンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）及び、本旅行条件書に定める別添事項は、当社旅行業募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によりります。当社約款ご希望の方は、当社にご請求ください。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社又は「委託販売網」に記載された当社の委託営業所（以下「当社らし」といいます。）にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレットに記載した申込金（次表）を添えてお申し込みいただけます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・原則に必要事項を記入しただけの場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れられます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。尚、申込金の額は原則として旅行代金の20%以内となります。

区分	申込金（おひとり様）
旅行代金100万円以上	20万円
旅行代金60万円以上100万円未満	10万円
旅行代金30万円以上60万円未満	5万円
旅行代金15万円以上30万円未満	3万円
旅行代金10万円以上15万円未満	2万円
旅行代金10万円未満	旅行代金の20%以内

- (2) 【1】当社は電話、郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立しており、当社への予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込み内容を確認の上、申込金の支払いをいたしました。この期間内に申込みの支払いがなされない場合は、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- (2) お客様が旅行予約サイトで予約・店舗で支払いをする方法を選択した場合、当社予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認の上、申込金の支払いをいたしました。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
- (3) お客様が、旅行予約サイトで予約、決済を行う方法を選択した場合、第25項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項（3）の定めにより契約が成立します。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項（2）により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金をお支払い後、当社が旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項（3）の定めにより契約が成立します。
- (4) 申し込みにあたって、旅行予約を構成する旅行者の代表者としての特約者から、旅行申し込みが完了した場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有するものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当社が定める締結時に、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同じでない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で廃断その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社お客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- (1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認の上、申込金と申込金相当額をご提出いただけます。この期間とは旅行契約が成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (2) 当社は、前（1）の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能になった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (3) 旅行契約は、当社が前（2）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に到着した時に成立するものとします。
- (4) 当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社は、ウェイティング期間中に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料を払い戻しません。

4. お申し込み条件

- (1) 20才未満の未成年者の同意書が必要。15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた場合は、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して暴力の又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風俗を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務妨害をするなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などのお道具をご利用になつていらっしゃる方、心身障がいのある方、身体障がい、動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、ご参加の特別な記載が必須となる旨をお申し出下さい。旅行契約成立後に、ご参加の状態になった場合も必ず事前にお申し出ください。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要な措置の内容を具体的に申し出てください。
- (7) 前号の申し出を受けた場合は、当社は、可能な合理的な範囲内でこれに対応します。これに際しては、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でご案内をさせていただきます。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更することを条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を承諾することができない場合旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます場合があります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (9) 当社は、本項（1）（2）（6）（7）（8）の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、（1）（2）はお申し込みの日から、（6）（7）（8）はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を妨げるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (11) お客様のご都合による引当金は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件を設けている場合があります。
- (12) お客様のご都合によるキャンセル、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお断りする場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 本項（1）の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関に関する規定情報を記載した最終旅行日程表を同封し、旅行開始日の前日までにお渡しします。（前項として旅行開始日の2週間前～7日前日にはお渡しするよう努めますが、年末年始ごツアーネットワーク等の特別発出のコースの一部では旅行開始日の前日に配達することがあります。）この場合で旅行開始日の前日までに配達しないときは、お申し出の日が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して60日目に旅行代金、21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日の前日から起算する期日までに支払いいただきます。また、当社お客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード番号である場合でも、お客様のクレジットカード、お客様からのカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます）を第15項に規定する取消料、追加料、第10項に規定されている追加料金および第14項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項（1）の【1】の「アの取消料」、第15項（1）の【2】の「アの追加料」、および第23項の「変更補償金」の額の算出の基礎となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃、料金（この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃、料金【原価の水準を異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件に限りあらかじめお客様に一律に発表されるものに限り。】を含みます。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します）
- (2) 旅行日程に含まれる送迎入送等の金（空・鉄・埠頭と宿泊場所/旅行日程/「お客様専用」と表記してある場合を除きます）
- (3) 旅行日程に明示した観光の料金（入浴料、ガイド料金、入場料）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊の料金およびサービス料金（旅行日程/「お客様専用」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り）
- (5) 旅行日程に明示した食事の料金および税・サービス料金
- (6) 航空機による手荷物運送料金（航空機で運送の場合はお1人様2kg以内が原則としてありますが、ご利用等級や場面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものとします。また、航空会社の手荷物荷扱いに伴い一部含まれる場合があります。）
- (7) 現地での手荷物の運送料金（一部含まれないコースがあります。）
- (8) 但し、一部空港・駅・港・ホテルにはポーターがない等の理由により、お客様自身の運搬が必要となる場合があります。
- (8) 添乗員同行コースの同行費用（上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。）
- (9) 燃費サーチャージ込みコースの燃費サーチャージ（該当コースについては、航空会社ごとの燃費サーチャージの増額・減額があった場合は追加回収および返金はいたしません。）

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 前項（1）から（9）のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に開示いたします。
- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) 各航空会社より決定される手荷物運送料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項（6）における航空会社ごとの異なる手荷物の有料分
- (3) クルーズ付代、電報雑料、ホテルのハイ・メイド等に対する心付けその他の追加料金等個人の性質的諸費用はそれぞれに準ずるサービス料金
- (4) 渡航手続関係諸費用（旅行印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金）
- (5) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (6) 運送機関の課す付加運賃・料金（例：燃費サーチャージ）
- (*) 航空会社ごとの付加運賃・料金および変更される場合は、増額になったときは不足分を追加回収し、減額になったときはその分を返金します。（前項（9）のコースの燃費サーチャージは除きます）
- (7) 第8項（4）で旅行日程に「お客様専用」と明示した宿泊の税・サービス料金
- (8) 日本国内の空港施設使用料等
- (9) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了当日等の宿泊費
- (10) 旅行日程に空港税等（ただし、空港税等を含んでいることを、当社がパンフレット、またはホームページで明示したコースを除きます。）

10. 追加代金と割引代金

- (1) 第7項「アの追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。）
 - ① 1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ② パンフレット等で当社が「グランドアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプ/グランドアップのための追加代金
 - ③ 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の追加代金
 - ④ パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - ⑤ パンフレット等で当社が「C・クラス/プレミアムエコノミー席追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃増額
 - ⑥ 国内線飛行機代金
 - ⑦ その他パンフレット等「××××追加代金」と称するもの（フレイトチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けするパンフレット等に記載した場合は追加代金等）
- (2) 第7項「アの割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます）
 - ① パンフレット等で当社が「トリプル割引」と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
 - ② その他パンフレット等で「○○割引代金」と称するもの

11. 渡航手続、旅券・査証について

- (1) 旅行に必要とする旅券・査証・予防接種証明書等の最新手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてその責任を負いません。
- (2) 渡航先の国が地域によって旅券の有効期間を必要とする場合の査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画にふさわしい代替サービスの提供の他当社が関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるための対応を迫られるときは、お客様にあらかじめお話しするが当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由の因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において他者を傷めないとは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額に旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

- (2) 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額が旅行代金を減額します。
- (3) 旅行代金が変更され、旅行実施に必要な費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。
- (4) 第12項により旅行代金が変更され、旅行実施に必要な費用（当該契約内容の変更の他にその旅行を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃・部等その他設備の不具合が生じたことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額が旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用者より旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社に備すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社にご提出いただけます。この際、交替に必要な手数料として10,800円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している旅行、別途費用等に関する費用を請求する場合があります。）また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したとき効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けながら、この旅行に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に同意しない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1) 旅行開始前
 - ① お客様の解除権
ア、お客様がパンフレットに記載した取消料（おひとりにつき）（次表）をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。

② 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
1 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ、旅行開始日の前日から起算して20日目に旅行代金の20%に相当する日以内に解除する場合（口から亦または口から亦に解除する場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ、旅行開始日の前日から起算して7日目に旅行代金の30%に相当する日以内に解除する場合（口から亦または口から亦に解除する場合を除く。）	旅行代金の30%
ハ、旅行開始日の前日に解除する場合（口から亦または口から亦に解除する場合を除く。）	旅行代金の40%
ニ、旅行開始当日に解除する場合（口から亦または口から亦に解除する場合を除く。）	旅行代金の50%
ホ、旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
2 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります

③ 海外旅行に係る取消料

区分	取消料
1 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（2、3に掲げる旅行契約を除く。）	
イ、旅行開始日がピーク時の旅行代金の10%に相当する日以内に解除する場合（但し最高20万円に相当する日以内に解除する日まで。）	旅行代金の10%
ロ、旅行開始日の前日から起算して30日目に旅行代金の20%に相当する日以内に解除する日まで。	お申込金
ハ、旅行開始日の前日から起算して20日目に旅行代金の20%に相当する日以内に解除する日まで。	旅行代金の20%
ニ、旅行開始日の前日および前日および当日	旅行代金の50%
ホ、旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
2 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ、旅行開始日の前日から起算して90日目に旅行代金の20%に相当する日以内に解除する場合（口から亦または口から亦に解除する場合を除く。）	旅行代金の20%
ロ、旅行開始日の前日から起算して30日目に旅行代金の50%に相当する日以内に解除する場合（ハ及びロに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%
ハ、旅行開始日の前日から起算して20日目に旅行代金の80%に相当する日以内に解除する場合（ロに掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%
ニ、旅行開始日の前日および前日および当日	旅行代金の100%
ホ、旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合	100%
3 旅行行程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（4に掲げる旅行契約を除く。）	
イ、日程に含まれるクルーズに係る取消規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日旅行開始日と読み替えた期間に解除する場合（ロに掲げる場合を除く。）	
①クルーズ2泊の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く）の2割（おひとりにつき）の50%以上のもの、当該期間に相当するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内を詳細は取引条件書面参照	
②クルーズ2泊の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの、当該期間に相当するクルーズの取消料収受期間に適用される取消料率の、分の1に相当する率以内を詳細は取引条件書面参照	
ロ、旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
4 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります

注「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

ア、お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- (1) 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り。
- (2) 第13項（1）に基づき、旅行代金が増額設定されたとき。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (4) 当社がお客様に対し、第5項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- (5) 当社に備すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (6) 当社が本項（1）の【1】のAにより旅行契約が解除されたときは、既に收受した旅行代金（あるいは申込金）が所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金より多くなれば、その差額を申し受けます。また本項（1）の【1】のAにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受した旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。E、日程に含まれる地域については、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」の注意喚起が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を中止し、但し、十分な安全措置を講じたことが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（お客様が旅行を実施する場合は）、お客様が旅行をお取消しになるときは、所定の取消料が必要となります。
- (7) お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料をみなし、所定の取消料を収受します。
- (8) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上およびその他渡航手続上の事由に基づき取消料になる場合も、所定の取消料を収受します。

【2】 当社の解除権

- (1) お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金をお支払いしないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項（1）の【1】のAに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいたします。
- (2) 次項の取消料を請求する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・年齢・資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (3) お客様が第4項（3）から（5）までのおいずれかに該当することが判明したとき。

